

ウィズ じょうえつ からの おたより

～多様性を尊重し、誰もが生きやすい社会の実現に向けて～ 多様な「性」について考えてみましょう

「一人ひとりが地域、職場、家庭などで、性別に関わりなく、本人の意思により、個性と能力を発揮することができる」社会の実現に向けた男女共同参画の推進は、性のあり方、国籍、障害などに関わらず、幅広く多様な人々について認め合う社会の実現にもつながるものです。

今回は性の多様性について考えてみましょう。

私たちの性には4つの要素があると言われており、要素の組み合わせで「性のあり方」を考えることができます。「性のあり方」は人によって異なる多様なものであり、お互いに尊重し、認め合うことが大切です。

性の4つの要素

① 身体の性

Sex Characteristics

生まれ持った戸籍上の性別
(生物学的な性)

② 好きになる性

Sexual Orientation

恋愛感情や性的感情が向かう性別 (性的指向)

③ 心の性

Gender Identity

自分自身が認識している性別
(性自認)

④ 表現する性

Gender Expression

服装や髪形、話し方など自身が表現する性別 (性表現)

人の「性のあり方」は、**身体の性**だけでなく、**好きになる性**、**心の性**、**表現する性**の3つの要素である**SOGIE** (ソジー 上記②③④の英語の頭文字からとった総称) を基に組み合わせられていると考えられ、これは全ての人に通ずる考え方です。そして、「性のあり方」は人によって異なり、グラデーションのように様々です。

多様な「性のあり方」

好きになる性、心の性の組み合わせ

ヘテロセクシュアル

Heterosexual

心の性と好きになる性が異なる人 (性的多数者)

レズビアン

Lesbian

心の性が女性で、好きになる性も女性の人

ゲイ

Gay

心の性が男性で、好きになる性も男性の人

バイセクシュアル

Bisexual

心の性に関わらず、好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人



この2つの区分の組み合わせもあります。

身体の性、心の性の組み合わせ

シスジェンダー

Cisgender

身体の性と心の性が同じ人 (性的多数者)

トランスジェンダー

Transgender

身体の性と心の性が異なる人

クエスチョニング

Questioning

心の性や好きになる性がわからない人、決まっていない人

この他にも様々な「性のあり方」があります。

性的マイノリティ(性的少数者)について

多様な「性のあり方」のうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字からなる**LGBTQ**は、性的マイノリティ (性的少数者) の人の総称のひとつです。**LGBTQ**以外の性的マイノリティの人 (恋愛感情を抱かない人など) をプラス (+) として、**LGBTQ+**と表すこともあります。

日本の性的マイノリティの人の割合は9.7% (約10人にひとり) という調査結果もあります (株電通グループ LGBTQ+調査2023)。自分の身近に性的マイノリティの人はいないと思っていませんか? 偏見等を恐れて周囲に打ち明ける人が少ないため、身近にいても気づいていないことがあります。

裏面に続きます。

一人ひとりができること

① 差別的な言動はしない、同調しない

無意識での差別的な言動で誰かが傷ついているかもしれません。性的マイノリティの人が周りにいると考え行動しましょう。差別的な言動には同調せず、注意したり、話題を変えたりしましょう。

② 思い込みをせず、相手を尊重する

性のあり方は多様であることを尊重し、男らしさ、女らしさなど、性別による固定観念を押し付けないようにしましょう。

③ 性的マイノリティの人から性のあり方を打ち明けられたら

性のあり方を打ち明けた人は、あなたを信頼しているはずです。気持ちに寄り添って聞きましょう。

④ アウティングは絶対にしない

性的マイノリティの人の性のあり方を同意なく第三者に話すことを「アウティング」といいます。本人をひどく傷つけ、命の危機につながる恐れがあるので、絶対にしてはいけません。

性別の違和や同性愛などに関わる相談窓口 (性的マイノリティの人や、その周囲の人でも利用できます)

「よりそいホットライン」 TEL 0120-279-338(ガイダンスに沿って4を押す) 24時間通話料無料
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

市では2月1日から、双方または一方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を宣誓したことを市が証明する制度を開始しました。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップを宣誓した人が、その親族などを家族として宣誓する制度です。

制度の導入により、性的マイノリティの人の悩みや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消のほか、性の多様性の理解促進につながっていきます。

詳しくは▶



お問合せ… 人権・同和対策室 TEL 025-520-5683

4月は若年層の性暴力被害予防月間です

4月は進学や就職により、若者の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。性暴力の悩みはお一人で抱えこまず、相談してください。

- ・(警察) 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ・(内閣府) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎ #8891
- ・女性相談でも相談をお受けしています。まずはお電話ください。



内閣府
男女共同参画局



内閣府ポスター

女性相談のご案内 (無料)

□女性相談員がDV(配偶者や交際相手からの暴力)問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター) 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日/午前9時～午後5時(火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長)

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)、市民プラザ休館日(第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日)はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル: 025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ): w-soudan@city.joetsu.lg.jp

【お問い合わせやご意見はこちらまで】 **ウィズじょうえつ** (上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp